

阿賀野市告示第14号

阿賀野市固定資産税過誤納金補てん金支払要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月14日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市固定資産税過誤納金補てん金支払要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市固定資産税過誤納金補てん金支払要綱（平成16年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「年5パーセントの割合」を「係る利息が生じた最初の時点における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。